

ガイド**世界遺産の登録基準**

世界遺産登録には基準が設けられている。下記の現在1～6の適応された物件が文化遺産。7～10が適応された物件が自然遺産。1～6のうち一つ以上と7～10のうち一つ以上の基準がそれぞれ適応された物件が複合遺産となっている。

● 世界遺産登録基準

- (1) 人類の創造的才能を表現する傑作。
- (2) ある期間を通じて、またはある文化圏において、建築・技術・記念碑的芸術・町並み計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの。
- (3) 現存する、または、消滅した文化的伝統または文明の唯一の、または、少なくとも稀な証拠となりうるもの。
- (4) 人類の歴史上重要な時代を例証する、建築様式・建築物群・技術の集積、または、景観の顕著な例。
- (5) 特に回復困難な変化の影響下で損傷されやすい状態のある場合における、ある文化（または複数の文化）を代表する伝統的集落または土地利用の顕著な例。
- (6) 顕著な普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰、または、芸術的、文学的作品と、直接に、または、明白に関連するもの。（この基準は他の基準と組み合わせて用いるのが望ましいと世界遺産委員会は考えている）。

(以下 自然遺産)

- (7) もっともすばらしい自然的現象、ひときわすぐれた自然美を持つ地域、及び美的な重要性を含むもの。
- (8) 地球の歴史上の主要な段階を示す顕著な見本であるもの。これには、生物の記録、地形の発達における重要な地学的進行過程、重要な地形的または自然地理的特性などが含まれる。
- (9) 陸上、淡水、沿岸、及び、海洋生態系と動植物群集の進化と発達において、進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの。
- (10) 生物多様性の本来的保全にとって、もっとも重要かつ意義深い自然生息地を含んでいるもの。これには科学上、または、保全上の観点から、すぐれて普遍的価値を持つ絶滅の恐れのある種が存在するものを含む。

松本城は2006年提出の「世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書」及び2007年提出の「検討状況報告書」において以下の登録基準に該当するとした。

○1 (i) 人類の創造的才能を表現する傑作

松本城天守は五重六階の天守として戦国末期の文禄・慶長に属する我が国に現存する最古の天守遺構で、1600年関ヶ原の戦い以前の城郭として貴重な遺構である。文禄・慶長期の天守の特徴として石垣の上に天守が築かれ、鉄砲戦に備えた武備が随所に施されている。また、天守の壁には黒漆塗りの下見板が張られ、雨よけとして天守の壁を守る役割を果たしている。1600年以降徳川政権が誕生すると姫路城に代表される白漆喰総塗込めの白亜の天守が出現し天守の壁は白漆喰で塗られ黒い下見板は用いられなくなる。このように近世日本城郭発達史の上で松本城天守は戦国末期の典型的な貴重な天守遺構である。



○4 (iv) 人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観の優れた例。

松本城天守は五重六階の層塔型天守で複合扇状地の扇端の軟弱地盤の上に筏地業、土台支持柱等の技術を駆使して築造された天守である。

また、戦国末期に造られた天守3棟と平和な時代になった寛永10年頃増築された2棟が連結複合した天守群である。

○3 (iii) の可能性を以下の理由からもつものと考える。

※ 江戸時代になって増築された月見櫓は白漆喰の大壁造で、武備は施されておらず、朱の刎高欄を巡らし、舞良戸を立て廻し、畳敷きで、天井は船底天井に仕上げられており**泰平の世の大名文化**を彷彿とさせる瀟洒な建築遺構である。



※姫路城の世界遺産登録基準は 1 (i) と4 (iv) である。したがって、姫路城は建築技術、建築様式が評価されている。

法隆寺 (1・2・4・6) 古都京都 (2・4) 白川郷五箇山 (4・5) 原爆ドーム(6) 厳島神社 (1・2・4・6)
古都奈良 (2・3・4・6) 日光社寺 (1・4・6) 琉球グスク(2・3・6) 紀伊山地霊場 (2・3・4・6)
石見銀山 (2・3・5) 屋久島 (7・9) 白神 (9) 知床 (9・10)